



# 宮 崎 県 公 報

令和5年5月29日（月曜日） 第 410 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁	
○歳入の収納の事務の委託……………（財産総合管理課） 1		○指定納付受託者の指定……………（国際・経済交流課） 2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（福祉保健課） 1		○道路の区域の変更……………（道路保全課） 2
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（ " ） 1		○道路の供用の開始……………（ " ） 3
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（障がい福祉課） 1		○道路の占用を制限する区域の指定……………（ " ） 3
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（ " ） 2		公 告
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の名称の変更……………（ " ） 2		○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見（2件）……………（商工政策課） 3
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の所在地の変更……………（ " ） 2		○土地改良区の役員の就退任の届出（2件）……………（農村整備課） 4
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更……………（ " ） 2		○土地改良区連合の定款変更の認可……………（ " ） 5
		○県営土地改良事業計画の策定……………（ " ） 5
		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………（管理課） 5
		○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………（都市計画課） 7
		病 院 局 公 告
		○入札公告…………… 7
		教 育 委 員 会 公 告
		○指定技能教育施設の所在地の変更…………… 8

## 告 示

### 宮崎県告示第 423号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委託先	委託期間
宮崎県東京職員寮の利 用料金	ジャパンプロテクション株式会社	令和5年4月1日から 令和5年6月30日まで

### 宮崎県告示第 424号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
井上歯科	都城市姫城町25街区38	令和 5 年 3 月 31 日

号
---

### 宮崎県告示第 425号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
井上歯科	都城市姫城町25-38	令和 5 年 4 月 1 日
あおい訪問看護ステーション	日向市大字幸脇1155番地 1	令和 5 年 4 月 4 日

### 宮崎県告示第 426号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
あい薬局	日南市	薬局	令和 5 年

			5月1日
あおい訪問看護ステーション	日向市	訪問看護	令和5年5月1日

宮崎県告示第 427号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
さんさんクリニック	えびの市	精神通院医療	令和5年5月1日
アットホームクリニック	宮崎市	精神通院医療	令和5年5月1日
やまさき薬局	宮崎市	薬局	令和5年5月1日
セイシュル薬局高鍋中央	高鍋町	薬局	令和5年5月1日
あい薬局	日南市	薬局	令和5年5月1日
あおい訪問看護ステーション	日向市	訪問看護	令和5年5月1日
のぞみステーション	宮崎市	訪問看護	令和5年5月1日

宮崎県告示第 428号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名称（所在地）		変 更年月日
		変更前	変更後	
医療法人文誠会なんごう病院	日南市	医療法人文誠会百瀬病院	医療法人文誠会なんごう病院	令和5年4月7日

宮崎県告示第 429号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
日南慶明会訪	日南市	日南市星倉	日南市飫肥	令和5年

問看護ステーション		1丁目6-1	6丁目6番5号	3月1日
-----------	--	--------	---------	------

宮崎県告示第 430号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
日南慶明会訪問看護ステーション	日南市	日南市星倉1丁目6-1	日南市飫肥6丁目6番5号	令和5年3月1日

宮崎県告示第 431号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	所 在 地
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
宮銀カード株式会社	宮崎県宮崎市橋通東1丁目7番4号第一宮銀ビル7階
トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区牛島町6番1号
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸1丁目7番1号東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3
株式会社D G フィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号楽天クリムゾンハウス

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

ふるさと宮崎応援寄附金

3 指定をした日

令和5年4月1日

4 指定納付受託者に納入させる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

宮崎県告示第 432号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年5月29日から同年6月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
26	県道	宮崎須木線	小林市須木下田字坂元谷 112番 186地先から同市須木下田同字 112番 186地先まで	旧	3.8～8.0	118.0
				新	12.0～33.5	118.0

## 宮崎県告示第433号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年5月29日から同年6月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	265号	児湯郡西米良村大字村所字小野 570番 1地先から同郡同村同大字同字 575番 1地先まで	令和5年5月29日

## 宮崎県告示第434号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年5月29日から同年6月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	児湯郡西米良村大字村所字小野 570番 1地先から同郡同村同大字同字 575番 1地先まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮

設電柱を除く。)

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和5年6月13日

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、えびの市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アタックス飯野店

えびの市大字坂元 369

## 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和5年4月10日

## 3 意見の概要

意見なし

## 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

令和5年5月29日から令和5年6月29日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、えびの市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アタックスえびの店

えびの市大字向江字岩次 192番 8 外

## 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和5年4月10日

## 3 意見の概要

意見なし

## 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年5月29日から令和5年6月29日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、沖水川筋土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	有 川 義 弘	都城市下川東2丁目16-5
理 事	黒 木 守 春	都城市神之山町4861番地
理 事	長 友 一 郎	都城市祝吉3丁目16-1
理 事	坂 元 茂 雄	都城市下川東2丁目4-15
理 事	中 原 信 春	都城市郡元1丁目11-11
理 事	白 浜 敏 雄	都城市郡元4丁目17-9
理 事	川 人 英 夫	都城市吉尾町 937番地9
理 事	奥 野 勝 之	都城市金田町2072番地
理 事	正ヶ峯 正 博	都城市金田町1185番地
理 事	平 川 福 男	都城市金田町2471番地1
理 事	荒 川 章 次	都城市金田町2315番地1
理 事	吉 永 文 貞	都城市乙房町 483番地
監 事	蒲 生 五 雄	都城市郡元1丁目4-1
監 事	日 置 幸 一	都城市下川東4丁目24-4
監 事	戸 高 浩 志	都城市金田町1946番地4

(任期：令和9年4月15日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 島 信 夫	都城市吉尾町1981番地
理 事	有 川 義 弘	都城市下川東2丁目16-5
理 事	山 下 京 告	都城市祝吉3丁目8-8

理 事	坂 元 茂 雄	都城市下川東2丁目4-15
理 事	細山田 守	都城市郡元町2838番地1
理 事	中 濱 武 男	都城市神之山町1934番地
理 事	宮 元 博 巳	都城市郡元4丁目11-5
理 事	長 瀬 忠 嗣	都城市金田町1925番地2
理 事	正ヶ峯 正 博	都城市金田町1185番地
理 事	平 川 福 男	都城市金田町2471番地1
理 事	堤 次 男	都城市金田町2440番地
理 事	吉 永 文 貞	都城市乙房町 483番地
監 事	日 置 幸 一	都城市下川東4丁目24-4
監 事	坂 口 透	都城市上川東3丁目9-5
監 事	黒 木 兼 義	都城市乙房町 438番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、えびの市土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 長 徳	えびの市大字栗下80番地1
理 事	内 山 俊 一	えびの市大字末永1929番地2
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地3
理 事	田 中 親 徳	えびの市大字今西55番地4
理 事	鞍津輪 彰	えびの市大字池島 488番地
理 事	鶴 内 浩 俊	えびの市大字末永2490番地
理 事	山 下 正 成	えびの市大字東長江浦 360番地
理 事	田 内 四 朗	えびの市大字東川北 362番地
理 事	宮 園 良 春	えびの市大字昌明寺 155番地
理 事	岡 田 佐 月	えびの市大字岡松 877番地1

理 事	上 井 正 秀	えびの市大字島内 566番地	理 事	上 井 正 秀	えびの市大字島内 566番地
理 事	馬越脇 泰 二	えびの市大字前田 962番地	理 事	馬越脇 泰 二	えびの市大字前田 962番地
理 事	内 牧 照 雄	えびの市大字榎田65番地	理 事	内 牧 照 雄	えびの市大字榎田65番地
理 事	立 山 巽	えびの市大字内堅 570番地	理 事	立 山 巽	えびの市大字内堅 570番地
理 事	本 村 正 博	えびの市大字内堅1551番地	監 事	菅 田 正 博	えびの市大字西長江浦1783番地口
理 事	淵 上 浩 一	えびの市大字東長江浦1709番2	監 事	前 田 勝 己	えびの市大字坂元21番地3
監 事	前 田 勝 己	えびの市大字坂元21番地3	監 事	向 原 雄 二	えびの市大字東長江浦 327番地
監 事	竹 内 重 治	えびの市大字亀沢 139番地 1			
監 事	向 原 雄 二	えびの市大字東長江浦 327番地			

（任期：令和7年3月31日まで）

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 長 徳	えびの市大字栗下80番地 1
理 事	内 山 俊 一	えびの市大字末永1929番地 2
理 事	鶴 内 浩 俊	えびの市大字末永2490番地
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地 3
理 事	田 中 親 徳	えびの市大字今西55番地 4
理 事	鞍 津 輪 彰	えびの市大字池島 488番地
理 事	栗 下 政 雄	えびの市大字西長江浦1554番地
理 事	山 下 正 成	えびの市大字東長江浦 360番地
理 事	田 内 四 朗	えびの市大字東川北 362番地
理 事	宮 園 良 春	えびの市大字昌明寺 155番地
理 事	田 方 説 夫	えびの市大字内堅 227番地
理 事	岡 田 佐 月	えびの市大字岡松 877番地 1

理 事	上 井 正 秀	えびの市大字島内 566番地
理 事	馬越脇 泰 二	えびの市大字前田 962番地
理 事	内 牧 照 雄	えびの市大字榎田65番地
理 事	立 山 巽	えびの市大字内堅 570番地
監 事	菅 田 正 博	えびの市大字西長江浦1783番地口
監 事	前 田 勝 己	えびの市大字坂元21番地 3
監 事	向 原 雄 二	えびの市大字東長江浦 327番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、金丸堰土地改良区連合（新富町）から令和5年4月4日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、飯野麓東部地区区宮土地改良事業（えびの市、農地整備事業（中山間地域型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
令和5年5月29日から令和5年6月26日まで
- 縦覧場所  
えびの市役所農林整備課内
- その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可（般-2）第2003号	黒木産業(株)	黒木 金治	宮崎県延岡市伊形町5893	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせ	令和5年4月27日付けで廃業した旨の届	令和5年4月27日（全廃業）

					つ工事業、造園工事業、水道施設工事業	け	
宮崎県知事許可(般-3)第5733号	(有)益田水道建設	益田 英世	宮崎県日南市南郷町中村甲3080-34	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和5年4月3日付けで廃業した旨の届け	令和5年4月3日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第8116号	大久保建設	大久保 道秋	宮崎県小林市野尻町東麓4732	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業	令和5年4月19日付けで廃業した旨の届け	令和5年4月19日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第9949号	(有)立川建設	立川 忠義	宮崎県児湯郡川南町大字川南13511-9	一般	建築工事業	令和5年4月5日付けで廃業した旨の届け	令和5年4月5日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第11270号	児玉建設工業	児玉 洋人	宮崎県日向市大字平岩1056	一般	左官工事業	令和5年4月17日付けで廃業した旨の届け	令和5年4月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第12547号	森重化成	森重 兼光	宮崎県都城市高崎町縄瀬707	一般	防水工事業	令和5年4月21日付けで廃業した旨の届け	令和5年4月21日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-1)第12693号	ヒラヌマ建材(株)	平沼 和弘	宮崎県延岡市伊達町3-88	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、建具工事業	令和5年4月25日付けで廃業した旨の届け	令和5年4月25日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第12693号	ヒラヌマ建材(株)	平沼 和弘	宮崎県延岡市伊達町3-88	一般	板金工事業、塗装工事業、防水工事業	令和5年4月25日付けで廃業した旨の届け	令和5年4月25日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13186号	マツシタ電器	松下 和行	宮崎県宮崎市和知川原2-131	一般	電気工事業	令和5年4月27日付けで廃業した旨の届け	令和5年4月27日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-1)第13925号	万代不動産(株)	前田 泰宏	宮崎県都城市妻ヶ丘町3-14	一般	建築工事業	令和5年4月7日付けで廃業した旨の届け	令和5年4月7日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第14180号	(株)Y G	中原 正人	宮崎県都城市下川東1-6-4	一般	土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業、解体工事業	令和5年4月13日付けで廃業した旨の届け	令和5年4月13日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第367号	(株)吉田工業	吉田 剛規	宮崎県日向市春原町1-66-1	一般	機械器具設置工事業	令和5年4月5日付けで廃業した旨の届け	令和5年4月5日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第482号	(株)堀田商事	堀田 幸彦	宮崎県延岡市浜町411-5	一般	鋼構造物工事業	令和5年4月3日付けで廃業した旨の届け	令和5年4月3日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第807号	(株)カイエダ工業	海江田 章	宮崎県宮崎市丸山1-43	一般	土木工事業、とび・土工工事業	令和5年4月21日付けで廃業した旨の届け	令和5年4月21日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第1058号	(有)福島設備工業	福島 堅太郎	宮崎県都城市下川東3-15-8	一般	消防施設工事業	令和5年3月29日付けで廃業した旨の届け	令和5年3月29日(一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-1)第2690号	(株)北工務店	坂下 輝男	宮崎県宮崎 市橋通東 2 - 9 - 23	一般	土木工事業	令和5年4月 13日付で廃 業した旨の届 け	令和5年4月13日 (一部廃業)
------------------------	---------	-------	-----------------------------	----	-------	---------------------------------	---------------------

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

三股町

2 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

都城広域都市計画道路

(2) 名称

3・6・2号三股都城線

3・6・3号山王原上米線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所

## 病院局公告

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年5月29日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

1 競争入札に付する事項

(1) 特定役務の種類 県立3病院勤怠管理システム導入業務

(2) 特定役務の特質等 入札説明書による。

(3) 契約期間

ア 構築業務 契約締結日から令和6年3月31日まで

イ 保守業務 発注者及び受注者間の協議による（長期継続契約：5年間）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和5年宮崎県告示第 120号に規定する資格を有する者であること。

(2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第 225号）に規定する再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。

(6) 平成30年4月以降に、一般病床 400床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人又は公的医療機関（医療法（昭和23年法律第 205号）第31条に規定する公的医療機関をいう。

）の勤怠管理システム導入業務を1件以上受託し、履行した実績を有すること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)に掲げる資格を有しない者で、競争入札への参加を希望する者は、本県の所定の申請書に必要事項を記入の上、下記の機関へ提出すること。ただし、入札参加資格審査が入札書の提出期限に間に合わない場合がある。

(1) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

4 入札説明書及び仕様書の配布場所及び配布期間

(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7629

(2) 期間 令和5年5月29日から令和5年6月27日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

なお、仕様書については、情報セキュリティ保全に係る誓約書を持参、送付（書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）又は電子メール（keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp）で参加希望者が提出することにより配布する。

5 入札に関する質問

(1) 質問 本件入札に関し質問がある場合は、質問書を次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和5年6月27日午後5時（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当

ウ 提出方法 質問書を電子メールで提出すること。

(2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 原則として質問書が提出された日から3日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に質問者へ電子メールで回答する。

イ その他 質問の内容が、仕様書に関する重大な事項の場合は、県庁ホームページにて回答を掲載することがある。

6 入札参加申込書の提出先、提出期限及び提出方法

本件入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書、同種業務実績調書、導入システム調書及び添付書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

(1) 提出先 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当

(2) 提出期限 令和5年6月27日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

7 入札書の提出

入札に参加する者は、入札書を持参又は送付（書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出しなければならない。電話、電報、ファックスその他の方法による入札は認めない。

- (1) 提出期限 令和5年7月10日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）
- (2) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当
- (3) 提出方法
  - ア 代理人が入札を行う場合は、委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は、代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
  - イ 入札書は封筒に入れ密閉し、かつ封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を記載しなければならない。
  - ウ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
  - エ 入札者が連合し又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態であると認められたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
  - オ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 開札の場所及び時間
  - (1) 場所 宮崎県庁防災庁舎防73号室
  - (2) 時間 令和5年7月11日午前10時
- 9 入札の無効
 

病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第107条に規定する入札は無効とする。
- 10 落札者の決定方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行なった者を落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
  - (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。
  - (4) 最低制限価格は設定しない。
- 11 入札に関する事務を担当する部局
 

宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当
- 12 入札の手続において使用する言語及び通貨
 

日本語及び日本国通貨
- 13 その他
  - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
  - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
  - (1) Nature and quantity of the services required: Introduced Attendance management system at three prefectural hospitals.
  - (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 27 June 2023.

(3) Contact Point for Inquiries: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-18 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501, Japan. TEL: +81-985-26-7629

**教育委員会公告**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条の第1項の規定により、指定技能教育施設の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年5月29日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

1 届出をした指定技能教育施設の所在地

名 称	所 在 地
きぼう高等学院	宮崎市城ヶ崎2丁目1-15

2 届出事項

所 在 地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎市源藤町九日市280-1	宮崎市城ヶ崎2丁目1-15	令和5年4月1日